

納付書発送日・納付期限・口座振替日 変更のお知らせ

令和7年9月検針分から下記のとおり変更になります。

豊川市では、上下水道料金収納業務等の効率化・合理化等による経費削減を目的に、豊橋市、静岡県湖西市と業務の共同化を実施します。このことに伴い納付書の発送日、納付期限、口座振替日が下図のとおり変わりますのでお知らせいたします。

変更内容

	7月検針 8月ご請求分まで		9月検針 10月ご請求分から
検針日	奇数月 5日～20日頃	→	奇数月 5日～20日頃 (変更なし)
納付書 発送日	偶数月 15日 8月発送日→8月15日	→	偶数月 1日 10月発送日→10月1日
納付期限	偶数月 最終日 8月分期限→9月1日※	→	偶数月 15日 10月分期限→10月15日
口座 振替日	偶数月 最終日 8月分振替日→9月1日※	→	偶数月 15日 10月分期限→10月15日

※納付書発送日、納付期限及び口座振替日は土日祝日と重なった場合、翌営業日となります。

**水道料金、下水道使用料ともにお支払い時期が
従来より早くなりますので、ご注意ください。**

問い合わせ先 豊川市お客さま料金センター ☎：0533-93-0151

このご案内は奇数月に検針を実施しているお客様へ配布しています。偶数月に検針を実施しているお客様は内容が異なる部分があります。豊川市内の複数の場所で水道を使用されているお客様はご注意ください。

農業集落排水施設を使用されている方へは別途通知をお送りしますので、併せてご確認をお願いいたします。